

女性の活躍促進や特別なニーズのある 子供たちの支援の充実に向けた資料

●
平成26年4月25日(金)

文部科学省 生涯学習政策局



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

(1) 女性の活躍促進をめぐる最近の動向



学校・家庭・地域の連携協力に関する閣議決定

日本再興戦略(「成長戦略」)(抜粋)(平成25年6月14日)

2. 雇用制度改革・人材力の強化

○男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備

- ・「放課後子どもプラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の充実及びその連携を推進する。

経済財政運営と改革の基本方針(「骨太の方針」)(抜粋)(平成25年6月14日)

3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化

○「待機児童解消加速化プラン」の展開、「放課後子どもプラン」の推進等による子育て環境の抜本的改善、継続就業・再就職支援等女性のライフステージに対応した活躍支援、女性の起業・創業や地域におけるコミュニティ活動等の支援、テレワークの推進など働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスや男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境整備、母子家庭の母等への就業支援等を進める。

女性の活躍促進をめぐる最近の動向

成長戦略進化のための今後の検討方針(抜粋) (平成26年1月20日 産業競争力会議)

I. 働く人と企業にとって世界トップレベルの活動しやすい環境の実現

1. 女性の活躍促進と全員参加社会実現のための働き方改革

①「女性が輝く日本」の実現

就学前のみならず、小学校入学後も、子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、子どもを持つ女性等の就業を更に促進する観点から、待機児童解消等に向けた学童保育の充実等について検討を行う。

第百八十六回国会における安部内閣総理大臣施策方針演説(抜粋) (平成26年1月24日)

五 あらゆる人にチャンスを作る

(女性が輝く日本)

全ての女性が活躍できる社会を作る。これは、安倍内閣の成長戦略の中核です。

仕事と子育てが両立しやすい環境を創ります。「小一のカベ」を突き破るべく、一次内閣で始めた放課後こどもプランを着実に実施してまいります。

放課後子どもプランに関する総理からの指示(平成26年3月19日 経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議)

次はいわゆる「小1の壁」を乗り越えなくてはならない。下村大臣、田村大臣が協力して、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランを策定していただきたい。

女性の活躍促進に関する会議の設置

女性が輝く社会づくりに向けた関係府省庁連絡会議（第1回 平成26年2月14日開催）

女性の活躍推進は、安倍内閣の成長戦略の中核であり、政府一丸となって「女性が輝く社会」づくりに向け、「成長戦略進化のための今後の検討方針」（平成26年1月20日産業競争力会議決定）に盛り込まれた事項に関し必要な検討を行うとともに、**関係行政機関相互の密接な連絡を確保し、所要の施策の総合的かつ効果的な推進を図る**ため、**女性が輝く社会づくりに向けた関係府省庁連絡会議を開催**する。（第1回配付資料より抜粋）

【メンバー】

内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 関係者(局長、審議官級)

文部科学省「女性の活躍推進」タスクフォースの設置（平成26年2月7日）

1. 目的

安倍内閣の最重要課題の一つである「**女性の活躍推進**」について、**文部科学省としての総合的な施策パッケージを企画・立案し、成長戦略に反映させる**ため、標記タスクフォースを設置する。（第1回2/7、第2回2/14、第3回4/24）

2. 構成員

座長	上野 通子	文部科学大臣政務官
副座長	板東 久美子	文部科学審議官
リーダー	有松 育子	大臣官房審議官(生涯学習政策局担当)
副リーダー	藤江 陽子	生涯学習政策局男女共同参画学習課長

他、関係各課で構成 4

「放課後子どもプラン」の概要

※平成19年度より実施

趣旨・目的

地域社会の中で、放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、**原則として、全ての小学校区において、文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進する。**

「放課後子どもプラン推進事業」

放課後子供教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

26予算	5,147百万円の内数(25予算額:4,924百万円)※	33,223百万円(25予算額:31,576百万円)
趣旨	全ての子供を対象として 、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して 、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条3第2項に規定)
実施か所数	10,376か所 (平成25年度)	21,482か所 (平成25年5月)
	原則として全ての小学校区での実施を目指す	
実施場所	小学校 71.3% 公民館 13.2% 児童館 3.4% その他(中学校, 特別支援学校など) 12.1% (平成25年度)	小学校(余裕教室) 28.1% " (専用施設) 24.1% 児童館 12.8% その他(専用施設, 既存公的施設など) 35.0% (平成25年5月)
開設日数	111日 (平成25年度平均)	原則として長期休暇を含む 年間250日以上
指導者	地域の協力者等	放課後児童指導員(専任)

※放課後子供教室+26予算案=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(38億円)」+「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業(13億円, 新規)」計51億円の内数
25予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(49億円)」の内数

～放課後子どもプランのさらなる充実①～

現状

- 完全学校週5日制の実施(平成14年)、核家族化の進展や、兄弟姉妹の少ない家庭の増加
⇒ **全ての子どもを対象**として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の機会を提供する取組として「**放課後子供教室**」を実施。

【放課後子供教室の実施状況】(平成25年度)

- 箇所数:10,376カ所(公立小学校の51%)
- 開設日数:111日(全国平均)
- 開設場所:小学校 71% 公民館 13% 等

- 教育委員会と福祉部局が連携を図り、「**放課後子供教室**」と「**放課後児童クラブ**」を連携又は一体的に進める「**放課後子どもプラン**」を平成19年度から推進。



●放課後子供教室の取組内容

＜地域の方々の協力により、全ての子どもたちを対象として様々な**学習・体験・交流活動の機会**を提供＞



学習支援



陶芸教室



絵画教室



いちご狩り



もちつき大会



お祭りへの参加

※学校の余裕教室について、放課後児童クラブ等への転用の財産処分**手続を簡素化・弾力化**

課題

- 小学校入学で、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況(いわゆる「**小一の壁**」)が存在。
- 放課後子供教室と放課後児童クラブの**連携・一体的取組の進展が十分ではなく、プログラムの質の向上など取組の充実や、活動を支える大学生・高齢者、NPO法人等のさらなる参画が必要。**

◆厚生労働省との連携強化による、今後の対応の方向性◆

一体型を中心とした放課後子供教室・放課後児童クラブの計画的な整備

①一体型の放課後子供教室・放課後児童クラブの強力な推進

- ・現在行われている**先進事例**をもとに、一体型の実施体制・プログラム等の**モデルケース**を提示
- ・**学校の余裕教室等**の放課後児童クラブや放課後子供教室への**活用促進**
 - * 改めて、地方公共団体に対し、余裕教室の放課後子どもプランへの活用を要請するとともに、管理上の責任体制の考え方や好事例について情報発信
- ・**教育委員会と福祉部局の更なる連携**の促進

②子供たちの放課後の豊かな教育環境の実現に向けた放課後子供教室の質・量の充実

- ・全ての子供を対象とした**学習支援**や**多様なプログラムの充実**
 - * 学習支援や体験活動等の多様なプログラムを実施している好事例の発信
 - * 大学生や高齢者、NPO法人など多様な人材の参画促進・連携の強化
 - * 土曜日の教育活動の充実
- ・**コーディネーター等としての活躍など女性の社会参加促進**
 - * コーディネーターや指導者等への女性の参画促進による担い手の確保

～放課後子どもプランのさらなる充実③～

～一体型を中心とした放課後子供教室・放課後児童クラブのイメージ～

ポイント

全ての児童に安全・安心な居場所の確保

- ▶ 共働き家庭等の児童の家庭に代わる生活の場を確保
- ▶ 小学校の空き教室等を活用し、校外に移動せずに安全に過ごせる場所を確保
- ▶ 特別な支援の必要な児童にも十分に配慮

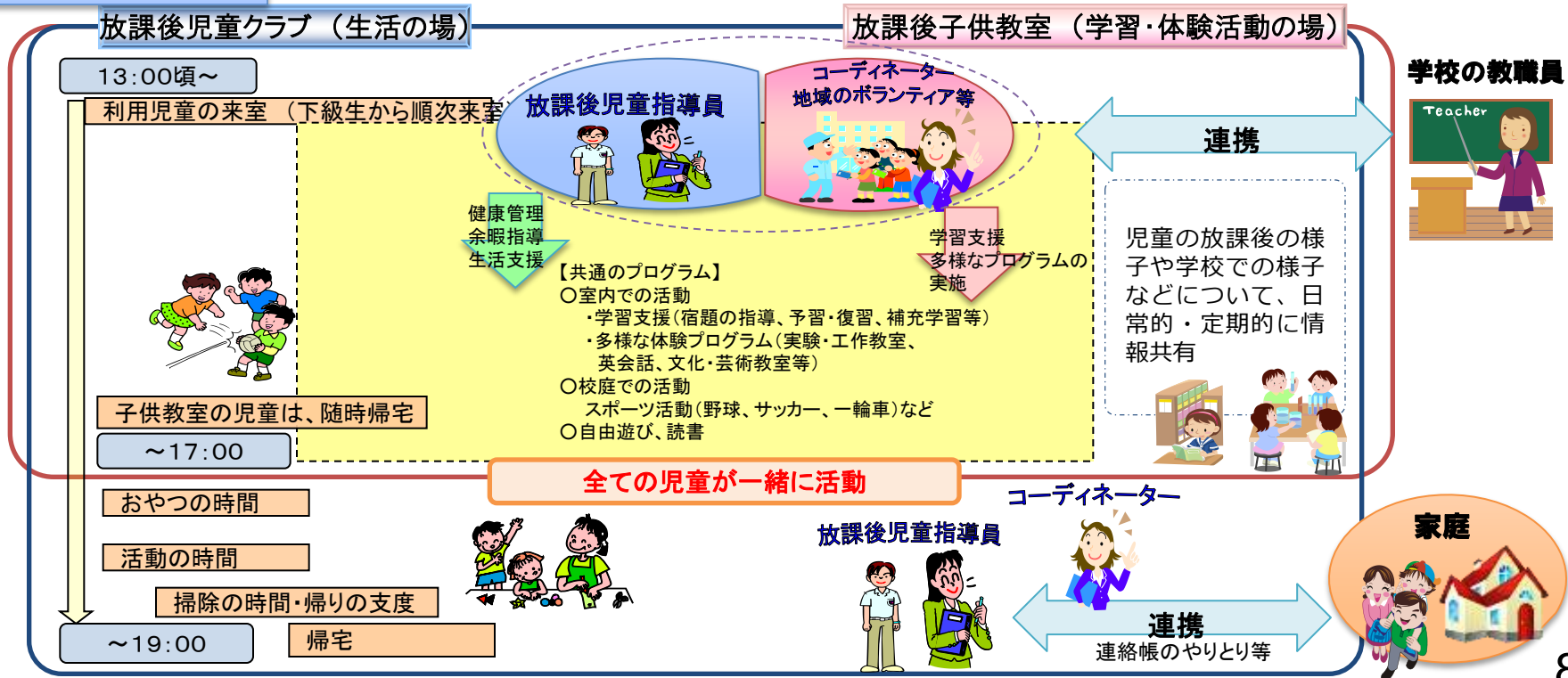
次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を拡大するため、プログラムや学習支援を充実

- ▶ 共働き家庭等が専業主婦家庭かを問わず、全ての児童と一緒に体験・活動
- ▶ 地域のニーズや資源を踏まえ、多様なプログラムを提供

学校と一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室との密接な連携

- ▶ 小学校の教職員と放課後児童クラブ・放課後子供教室の職員とが日常的・定期的に情報交換を行い、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応
- ▶ 学校だけでなく、家庭とも密接に連携

一体型のイメージ



※ 場所が離れている既存の放課後子供教室・放課後児童クラブでは、連携して実施

放課後児童クラブについて

【事業の内容, 目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

- クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校20,836校)
 - 登録児童数 889,205人 (全国の小学校1~3年生約325万人の24%程度=約4人に1人)
 - 利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人 [利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所]
- ・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)
⇒平成26年度末までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入れ児童数をめざす

【事業に対する国の助成】

○平成26年度予算 332.2億円

※児童育成事業費(特別会計)による補助

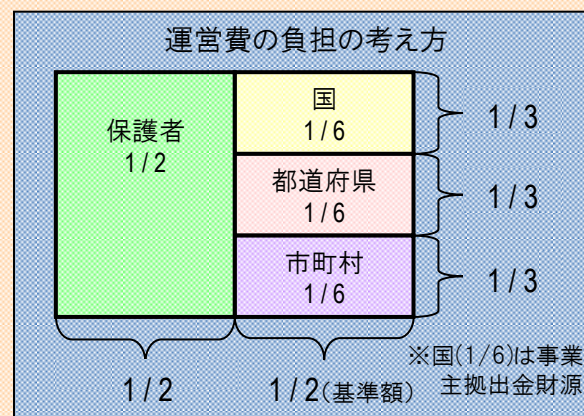
- 運営費 か所数の増(27,029か所→27,750か所)
 - ・おおむね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
 - ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
 - ・例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額:342.7万円(総事業費685.4万円)
 - ・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。

○整備費

- ・新たに施設を創設する場合(基準額:2,355.6万円)のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。
- ※運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設、改築等)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。整備費(改修・備品購入)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。

(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算に計上:51億円)

放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。

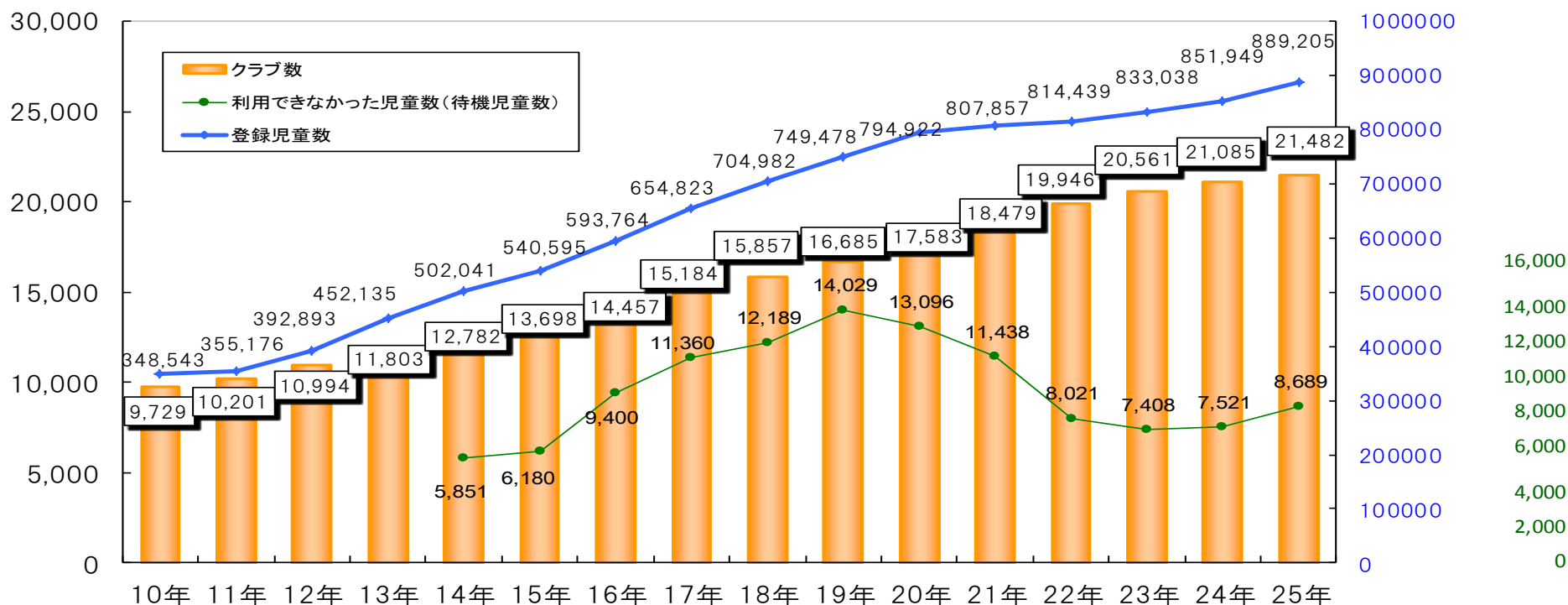


放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成25年では、クラブ数は2万1,482か所、登録児童数は88万9,205人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.6倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、8,689人(最大の19年に比べて約6割)となった。

[参考:クラブ数,登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]

(か所) (人)



※各年5月1日現在(厚生労働省育成環境課調)

「放課後子どもプラン」の取組事例①

東京都府中市の例

《趣旨》

放課後子ども教室の児童も、放課後児童クラブの児童も、同じ小学校の児童であることから、放課後子どもプランの実施により、地域のまとまりや地域の活性化につなげ、放課後の育成環境の充実を図ることを目的とする。

※市内全小学校区(22学区)で連携した取組を実施。

放課後児童クラブ（生活の場）

13:00頃～

利用児童の来所（下級生から順次来所）

- 出欠の確認、連絡帳の提出
- 宿題、遊び、休息など、それぞれの日課や体調等に合わせて過ごす

16:00頃

おやつ時間

- 準備、後片付けの実施

- 集団遊び、レクリエーション等

掃除の時間・帰りの支度

18:00頃～

帰宅

放課後児童指導員



放課後子ども教室（学習・体験活動の場）

13:00頃～

活動の時間

- 室内での活動
学習、工作、オセロ、将棋 など

- 校庭での活動
ドッジボール、ソフトバレーボール など



放課後子どもプラン

放課後児童クラブの子どもが
放課後子ども教室の活動に
参加するなど、連携して実施

17:00頃～

帰宅

地域のNPO団体の
スタッフ



情報交換

「放課後子どもプラン」の取組事例②

横浜市の例

《趣旨》

全ての子供たちを対象にして、小学校施設を活用し、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供する。 ※市内87か所で実施(25年4月現在)

放課後子ども教室（学習・体験活動の場）

13:00頃～

利用児童の来室（下級生から順次来室）

○室内での活動
工作、読書、トランプ、ブロック など

○校庭での活動
野球、サッカー、一輪車 など

○出欠の確認
○遊び、休息など、それぞれの日課
や体調等に合わせて過ごす

○体育館での活動
バスケットボール、マット運動 など

～17:00

子ども教室の子どもは、随時帰宅

放課後児童指導員
と地域のボランティア



放課後子どもプラン

就労している保護者等のニーズ
に応えられるよう、放課後
子ども教室の活動に引き続き、
子どもたちに居場所を提供

放課後児童クラブ（生活の場）

17:00頃～

おやつ時間

○準備、後片付けの実施

活動の時間

○宿題、遊び、休息など、それぞれの日課
や体調等に合わせて過ごす

掃除の時間・帰りの支度

～19:00

帰宅

放課後児童指導員



放課後の多様なプログラムの実施例

すまいるスクール第二^{えんざん}延山 放課後子供教室 ～遊びも学びも友だちといっしょ！放課後のみんなの居場所～

取組の概要

「勉強会」、「教室」、「フリータイム」を中心に、多様な内容の事業を実施

勉強会

学校の授業と連携して、主に国語と算数の復習を行い、教員免許を持った指導員が学習を指導

教室

囲碁やパソコンや野球など、体験的、趣味的な活動やスポーツなどを保護者や地域ボランティアの協力を得て実施

フリータイム

宿題や読書で静かに過ごしたり、活動的に伝承遊びやスポーツをしたりするなど、自由に過ごす時間。

特徴

- ☆すまいるスクールの専用スペースのほか、特別教室、体育館、校庭など校内各施設について、空いているときは優先的に使用することが可能。
- ☆必ず受付をしてから活動に参加し、下校するときにも必ず受付を行うこととしており、児童の所在把握を確実化。
- ☆学校と一体化した運営をしており、子供たちについて指導員と担任の先生との情報交換も行い、密に連携。

主な取組の成果

- 保護者からは、学校内で活動しているので安心している。さまざまな経験ができるので良いと好評。児童からは友達と遊べる、好きな遊びができる、イベントが楽しいなど、個々の状況に合わせて事業展開を実施。
- 品川区では学校選択性を導入しており、すまいるスクールの存在が学校選びのポイントの一つに。

東京都品川区
(第二延山小学校)



【勉強会の様子】



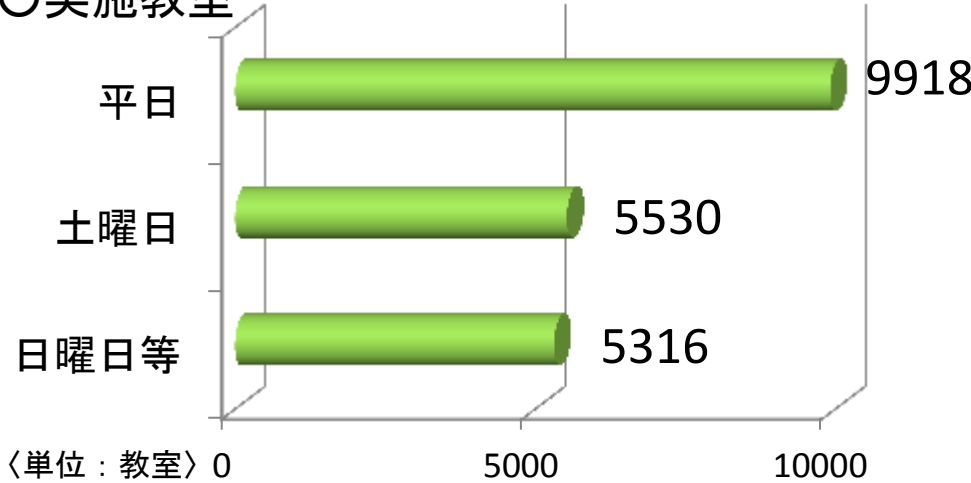
【囲碁教室の様子】

平成25年度 放課後子供教室の実施状況①

【年間実施教室数】

※平成25年度実施状況
(H25.10現在)

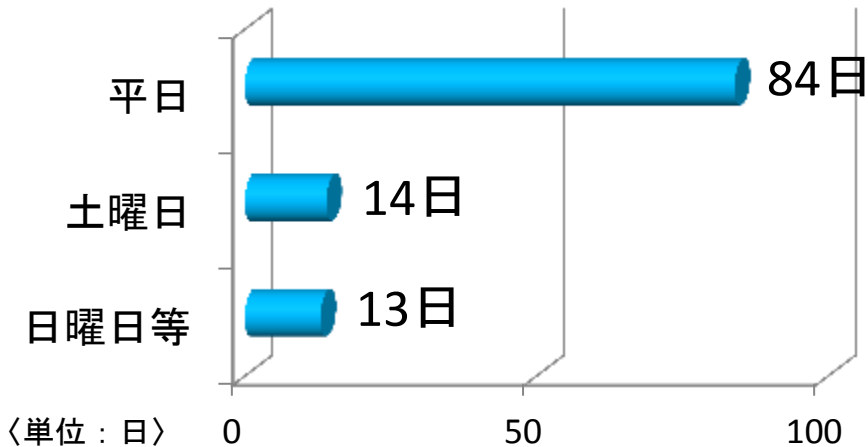
○実施教室



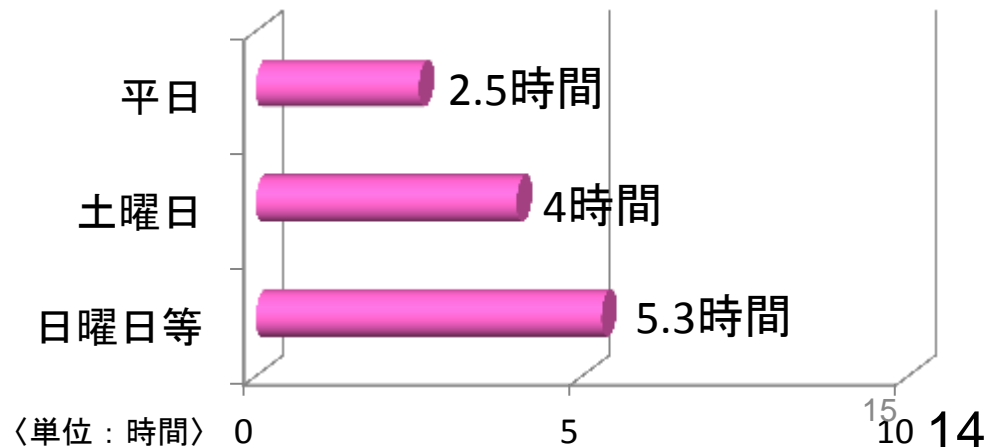
	全体	うち 平日	うち 土曜日	うち 日曜等
実施教室	10,376	9,918	5,530	5,316
実施割合	—	96.6%	53.9%	51.8%

【年間実施日数および実施時間数(全国平均)】

○実施日数



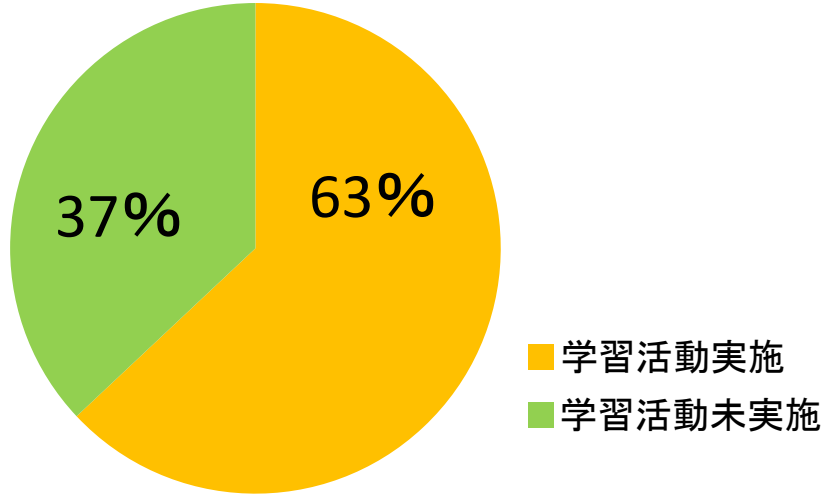
○実施時間数



平成25年度 放課後子供教室の実施状況②

【学習活動の実施状況】

○全体(総数:10,376教室)

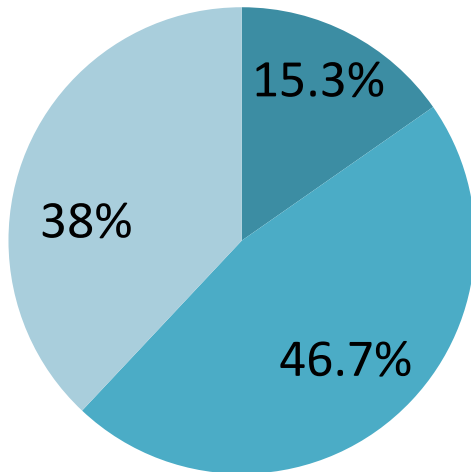


実施日における学習活動の実施状況

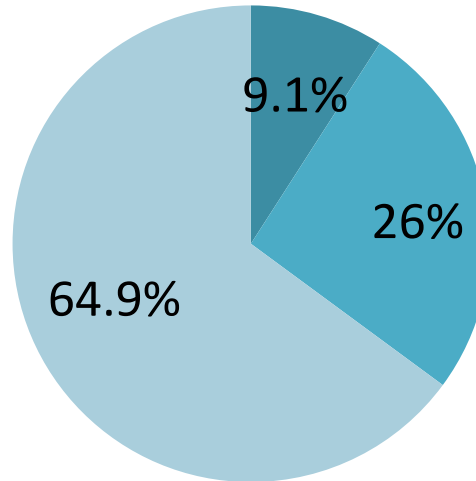
	補習等	自主学习	学習活動未実施	計
平日	1,514	4,631	3,773	9,918
土曜日	502	1,440	3,588	5,530
日曜等	709	1,757	2,850	5,316

〈単位：教室〉

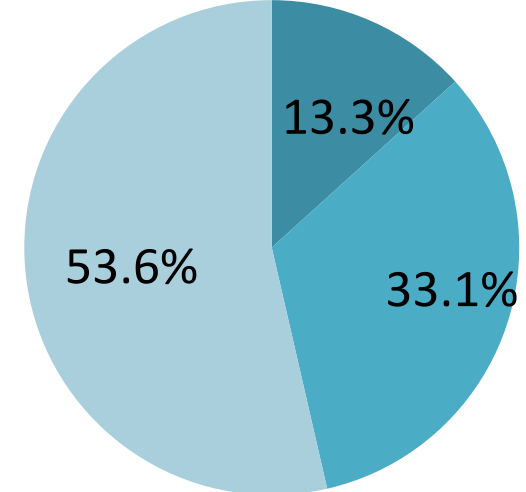
○平日(総数:9,918教室)



○土曜日(総数:5,530教室)



○日曜等(総数:5,316教室)



■ 学習活動(補習等) ■ 学習活動(自主学习) ■ 学習活動未実施

放課後子供教室の事業一部委託の状況

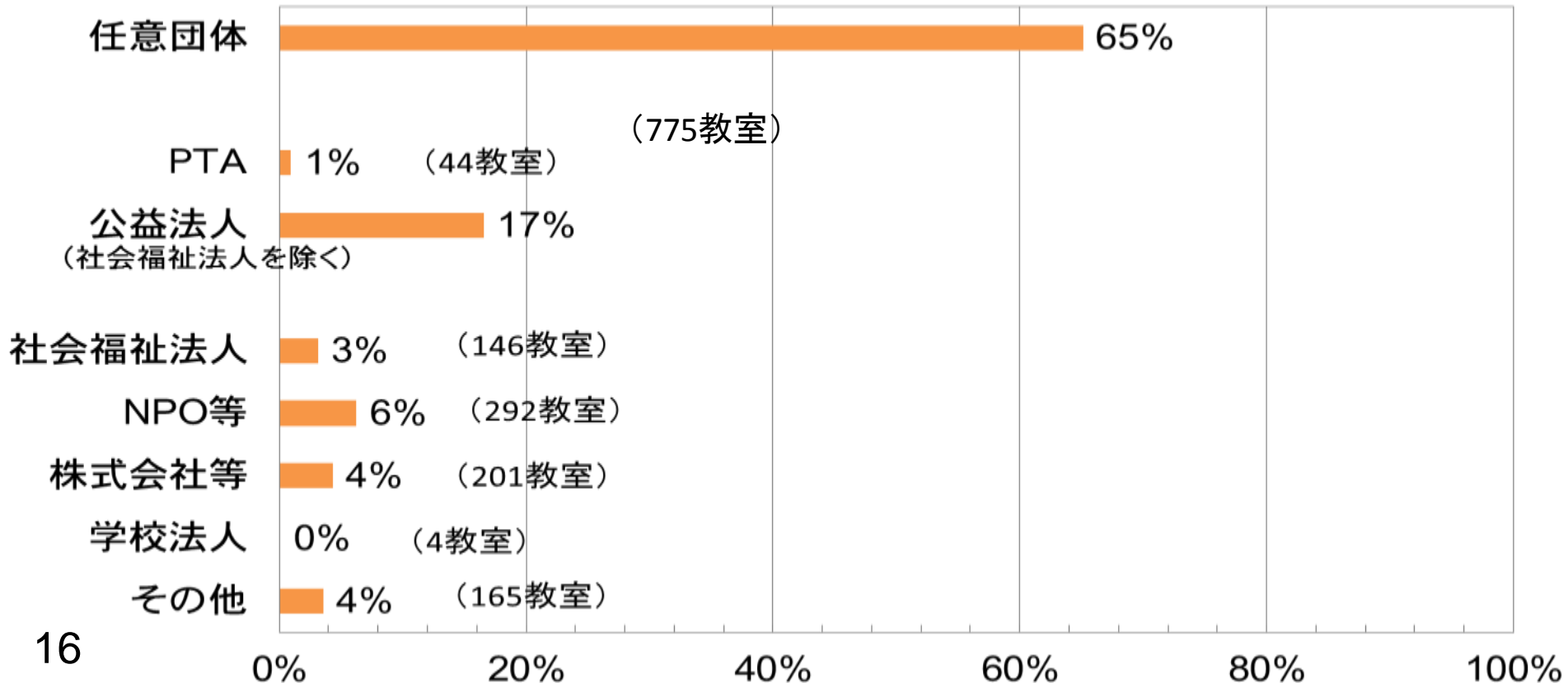
(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画書より集計
(H25.10現在))

○10,376教室の内、3732教室(約35%)は自治体が直接実施、6,644教室(約65%)の教室が事業の一部を委託して実施

○委託実施している6,644教室の内、3,038教室(約65%)の教室は、放課後子供教室のために組織されている実行委員会など任意団体に委託して実施

(放課後子供教室のための実行委員会など)

(3,038教室)



放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況①

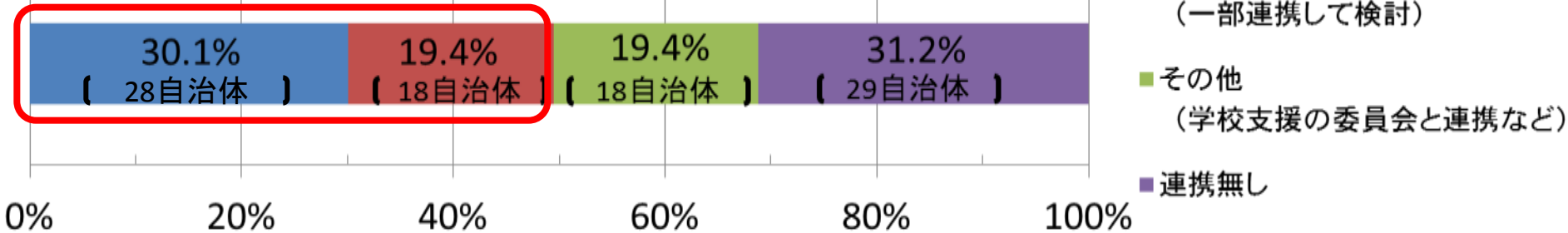
【都道府県レベルの連携】

N=93

(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画書より集計
(H25.10現在))

○推進委員会の連携状況

〈連携して実施 約50%〉

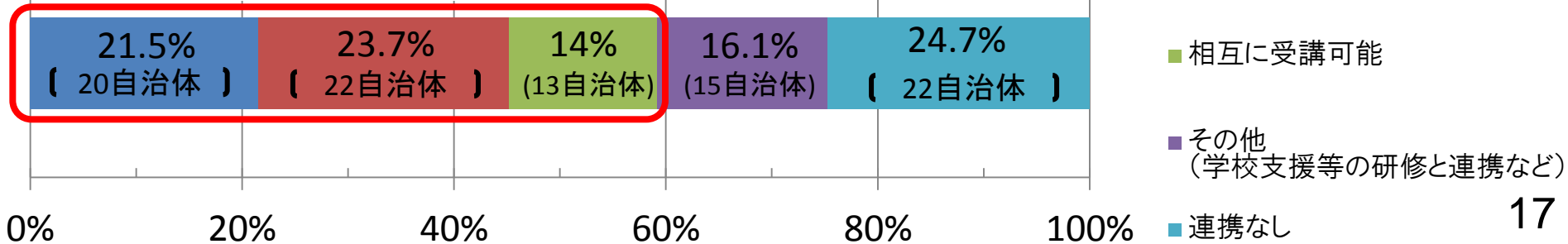


※放課後子供教室を実施している自治体の約50%は何らかの形で放課後児童クラブと連携して推進委員会を設置している

放課後子供教室と
放課後児童クラブの研修を

○研修の連携状況

〈連携して実施 約60%〉



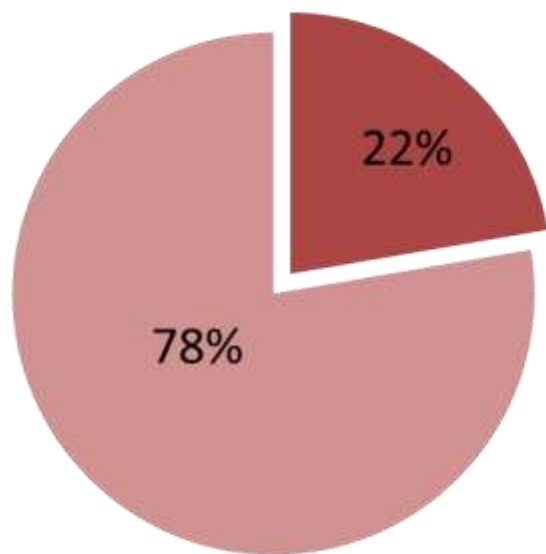
放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況②

(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画書より集計
(H25.10現在))

【市町村レベルの連携】 N=1,010

○「放課後子どもプラン」として事業計画を策定しているか

■ 策定している ■ 策定していない

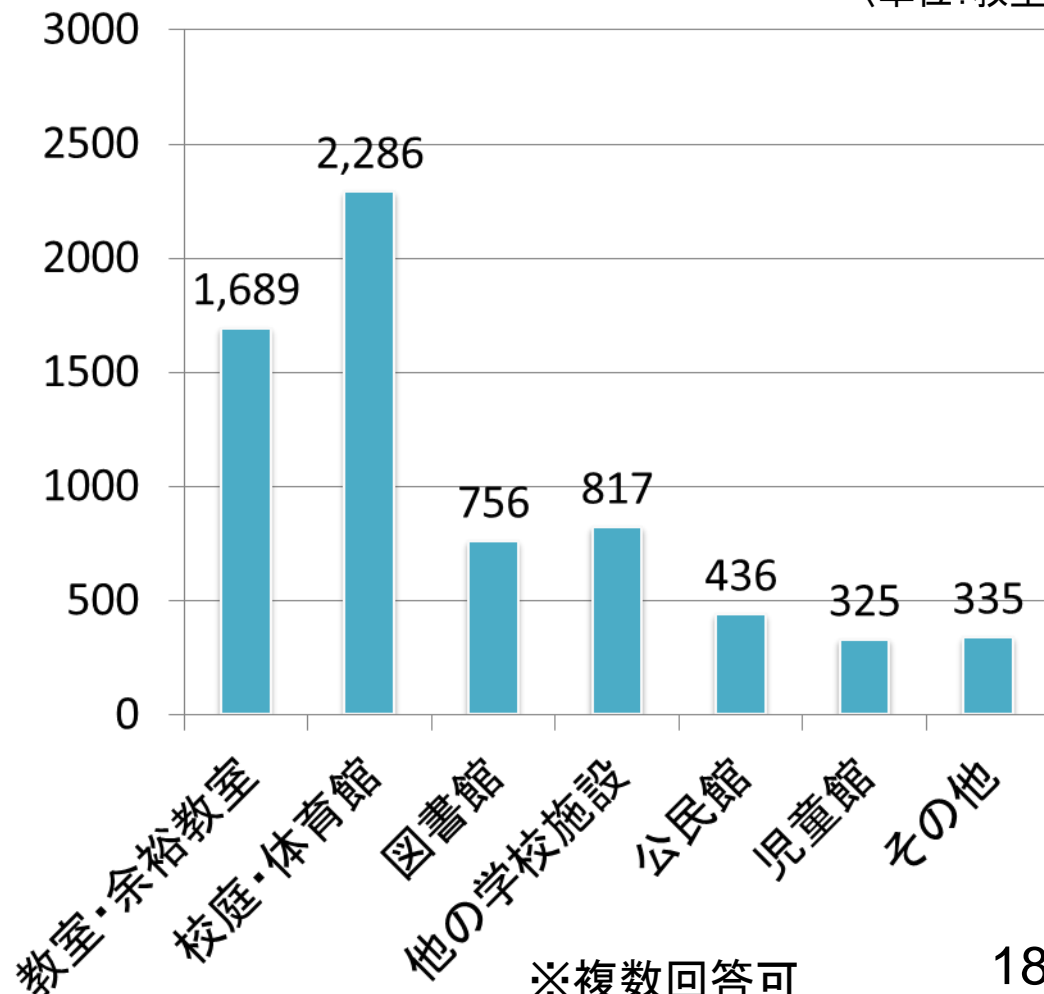


策定している	策定していない
225市町村	785市町村

【各教室レベルの連携】 N=10,376

○放課後子供教室と放課後児童クラブとで共有して活動している場所

〈単位:教室〉



(2) 特別なニーズのある子供たちの 放課後等の支援の充実に向けて

特別支援教育の現状①～特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)～

義務教育段階の全児童生徒数 1030万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

平成15年比で1.3倍

0.65%
(約6万7千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害
(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万6千人)

平成15年比で2.0倍

1.70%
(約17万5千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 自閉症
聴覚障害 情緒障害
肢体不自由 学習障害(LD)
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害(ADHD)
言語障害

平成15年比で2.3倍

0.76%
(約7万8千人)

増加傾向

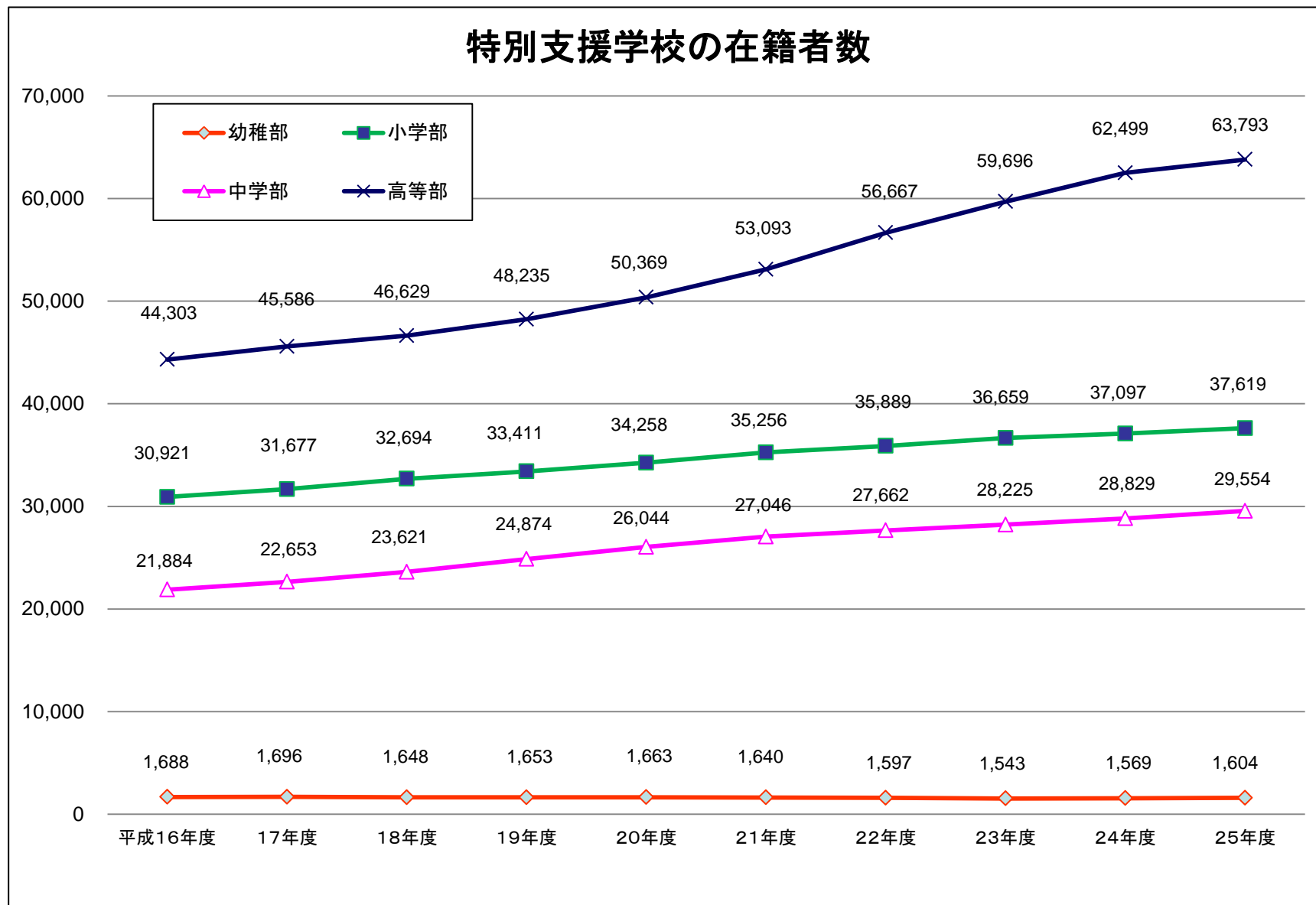
3.11%
(約32万人)

※1 発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒
6.5%程度の在籍率 ※2

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2千人)

※1 LD(Learning Disabilities):学習障害、ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder):注意欠陥多動性障害

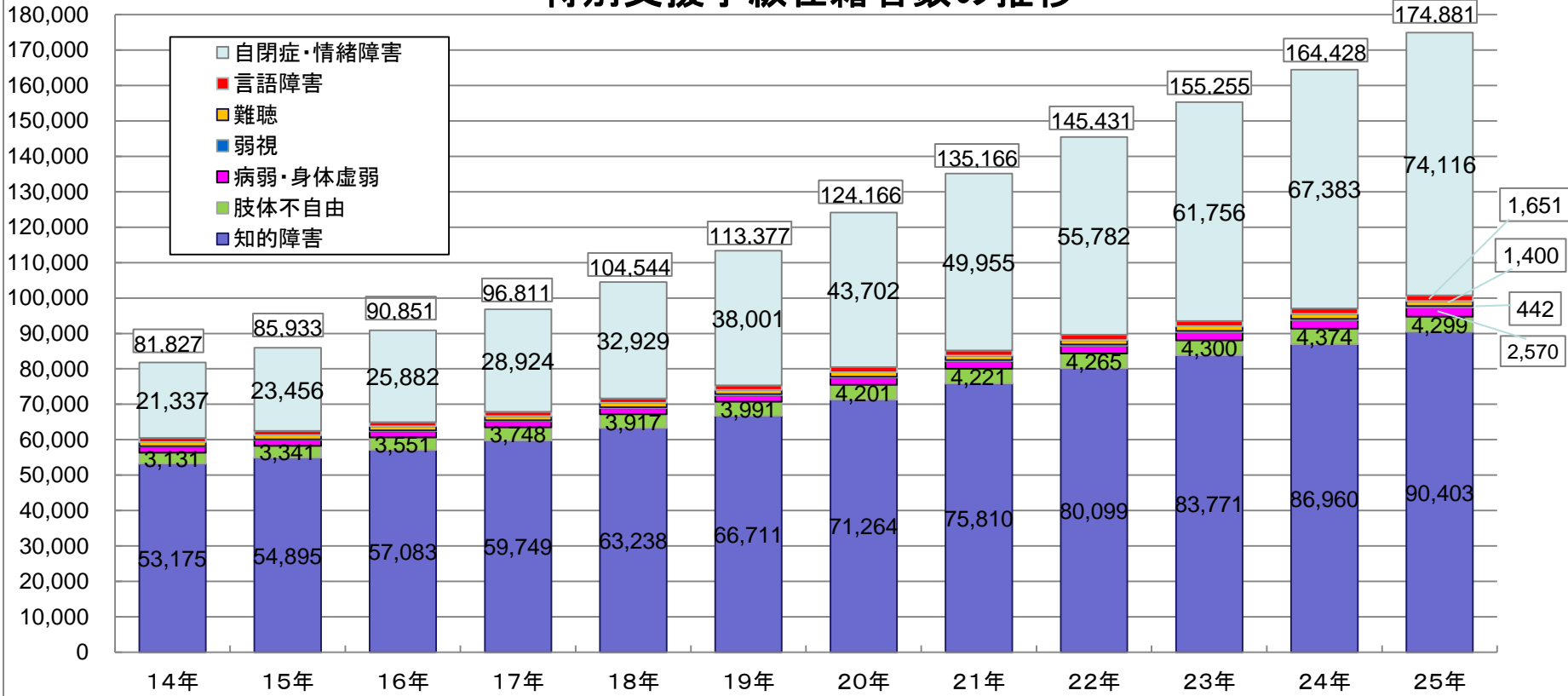
※2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。



特別支援教育の現状③ ～特別支援学級の現状(平成25年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

特別支援学級在籍者数の推移

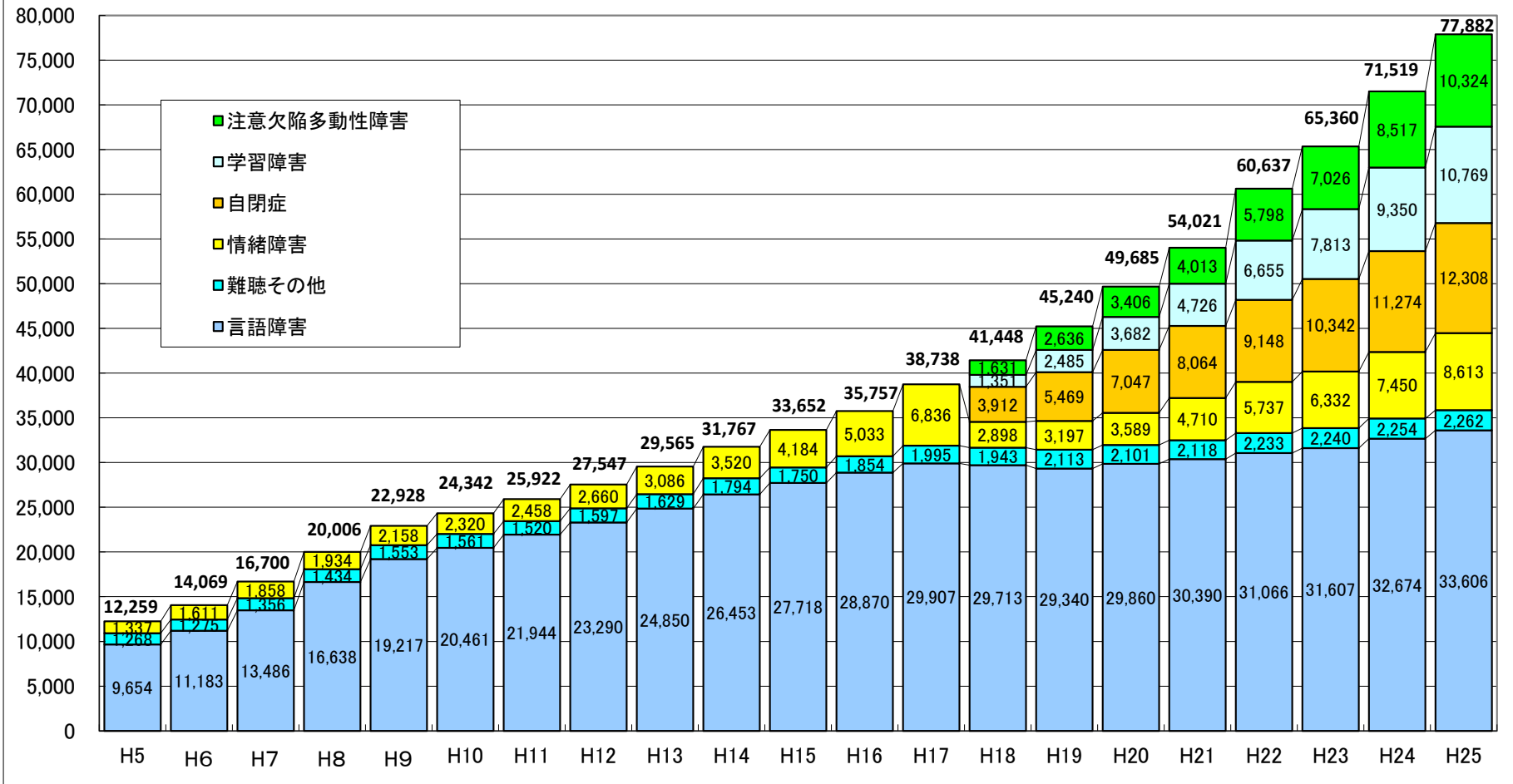


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	23,912	2,706	1,488	365	888	562	19,822	49,743
在籍者数	90,403	4,299	2,570	442	1,400	1,651	74,116	174,881

特別支援教育の現状④ ～通級による指導の現状(平成25年5月1日現在)～

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴などである。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

特別支援教育の現状⑤

学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領(抄) 抜粋

平成23年3月31日 生涯学習政策局長裁定 最終改正平成25年3月29日

7. その他留意事項

② 放課後等の支援活動の実施に当たっては、以下の点に特に留意すること。

オ 障害を有する子どもたちに対する放課後等の支援活動を行う場合には、個々の状況に配慮した活動を行えるよう、実情に応じて工夫すること。

放課後子どもプラン推進事業の実施について(抄) 抜粋

平成19年3月30日 第六次改正24文科生第773号 雇児発0515第31号 平成25年5月15日

別添1 放課後子ども教室推進事業実施要綱

I 放課後子ども教室推進事業

5 留意事項

(7) 障害を有する子どもたちに対する放課後対策事業等を行う場合には、個々の状況に配慮した活動を行えるよう、実情に応じて工夫すること。

特別支援学校における実施数 92

教室に受け入れられている教室数 1, 823

地域コーディネーター研修 「特別支援が必要な子供たち」【奈良県奈良市】

複数の人形を駆使した腹話術を通して、身近な子供たちの様相(特に自閉症スペクトラムについて)を人形とやりとりする形式で紹介し、共に考える研修。今回は講師があらかじめ六つのテーマを用意。



大きな声で言わないで。
難しい言葉で話さないで。
他の子と比べないで！
好きだよと口にだして伝えて。

平成25年7月11日(木) 13:30-15:30

講師：DON腹話術研究所 川松智子氏

場所：奈良市役所 当日参加者：114名

対象：地域コーディネーター、学校関係者

地域コーディネーターの以前からの要望により実施

【テーマ1】 思ったことをすぐ口に出す子

【テーマ2】 指示を聞かない子

(例)後片付けをしない時

【テーマ3】 生きづらい子

「君が好きだよ」と声を出して言う。

【テーマ4】 事前にスケジュールを教えて！

【テーマ5】 できて当たり前と言わないで

(よく喧嘩をするモンキーちゃん、卵を産まないチキンちゃん、飼い主に散歩コースを変えられるワンちゃん)

【テーマ6】 子供に届く声質

(講師による腹話術、発声法)

～放課後子供教室の取組事例①～

都立あきる野学園（特別支援学校）における放課後子供教室

【東京都】

概要

☆趣旨：学校週5日制の完全実施を機に、特別支援学校に通う子供達の余暇活動を充実させることを目的に実施。

☆実施日：年間22日程度【平成26年度計画】（土曜日を中心に長期休業中も実施）

☆場所：あきる野学園体育館など

☆内容(例)：太鼓教室、外国語で遊ぼう、スポーツゲーム など

☆平均参加児童生徒数：80名程度

賛同企業 横河電機株式会社HPより
【風船バレー教室実施の様子】



実施団体の特徴

☆現在はPTA主催で始まった「あきるのクラブ」と、太鼓クラブが連携し「チームあきる野」として放課後子供教室を委託運営している

☆活動に賛同してくれる企業の協力を得て実施（学校運営協議会の委員をしている企業のCSR担当から学校運営でご協力できることはありませんかとアンケートがあり）

活動のポイント

○参加を希望する人は、障害の種別や年齢、障害の有無を問わない

○ただし、事故を起こさないために、事前の準備を十分に行う

- 〈例〉・活動人数が多くなりすぎないように、班分けを行う
- ・全体の動きがスムーズになるような導線を確保する

○地域のサークルや近隣の大学生、企業の方々など、さまざまな方の協力を得ることで、屋外での活動や多様なプログラムの実施を可能としている。こうした場で、子供たちがさまざまな方々と触れ合うことは貴重な機会となり、地域の方々にとっては、障害の理解啓発にもつながる

賛同企業 横河電機株式会社HPより
【外国語で遊ぼう！】



～放課後子供教室の取組事例②～

柏原子ども教室 ☆い・ち・み☆ 【大阪府柏原市】

概要

☆趣旨：学校週5日制が始まった際に、障がいのある子供たちが家にひきこもることなく、他の生徒と同じように、外に遊びに行く活動をさせたいという、放課後の居場所づくりとして開始。

（平成8年度に保護者を中心とする取組として開始し、平成16年度にボランティア団体「みんな」が主体となって活動。平成19年度にNPO法人格を取得。）

☆対象：柏原市に在住する特別支援学校、地域各小中学校の支援学級の児童生徒

☆実施日：年間50日程度（月の活動は平日：1回、土曜日：3日程度）
平日：放課後 土曜日：午前10時～12時

☆場所：地域の小学校の体育館や地域交流ホール

☆内容(例)：スポーツ教室(卓球、ボール運動等)、マインドエアロビクス(※)、料理教室、プール教室、音楽教室、散髪教室、創作教室(工作、絵画等)

(※)自分のペースで、音楽に合わせて楽しみながら体を動かすことができるエアロビクス。

活動のポイント

☆毎月、参加希望を活動ごとに募っており、市内在住の障がいをお持ちの児童生徒を対象に、月に1回教育委員会の協力のもと案内(チラシ)を配布および郵送

☆関西福祉科学大学の学生がボランティアとして参加
(参加児童生徒とボランティアが1対1になることで、参加児童生徒の安心につながり、様々な活動をとおして、経験値を増やすことができる)

☆障がい児・者への支援経験及び理解があるスタッフが手厚く対応

取組を実施して

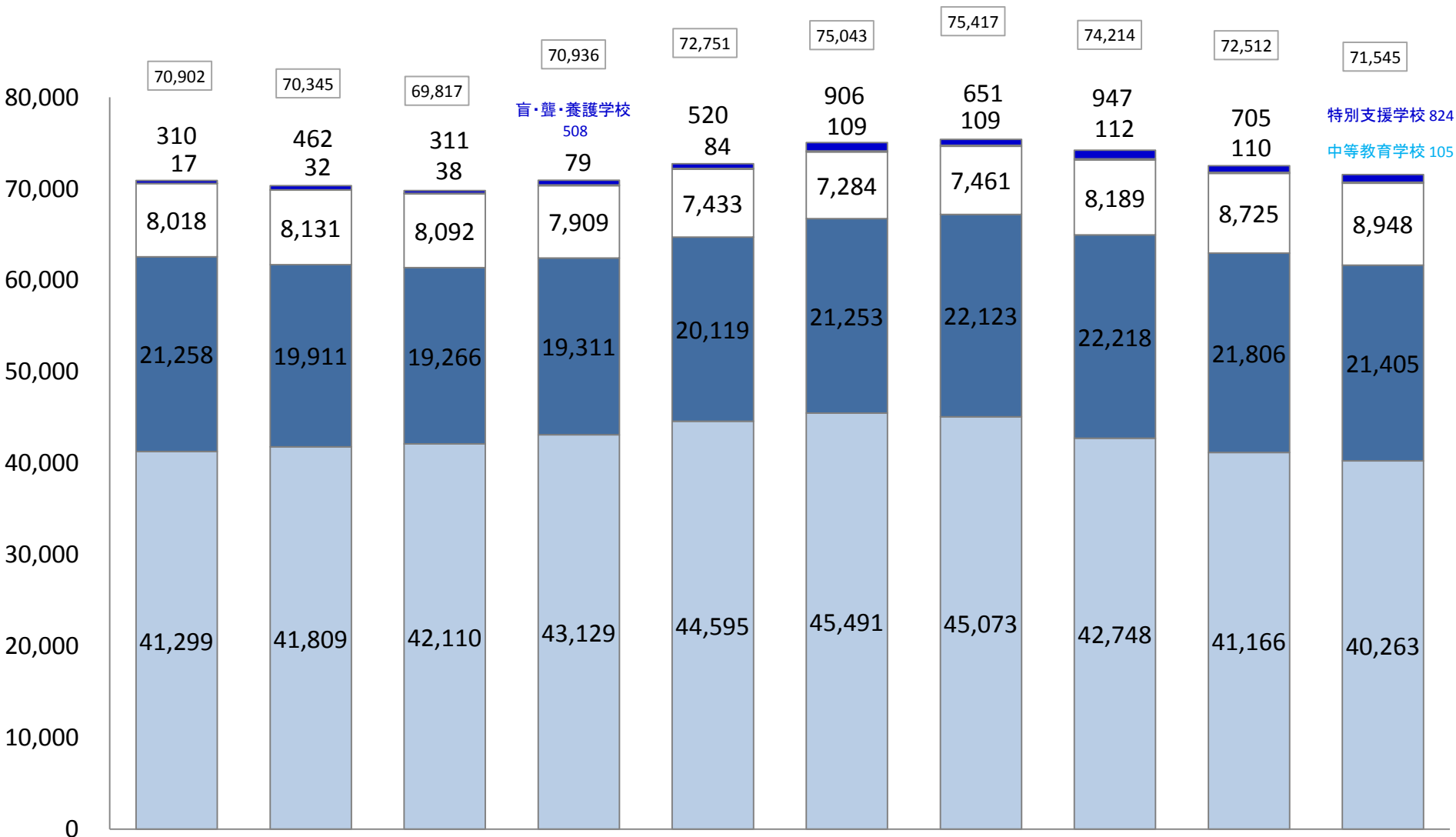
☆児童生徒も、慣れ親しんだ学校施設を活用できることで安心して参加ができている

☆定期的に開催することで外に出ることが定着し、障がいのある児童や保護者の暮らしやすさにつながっている



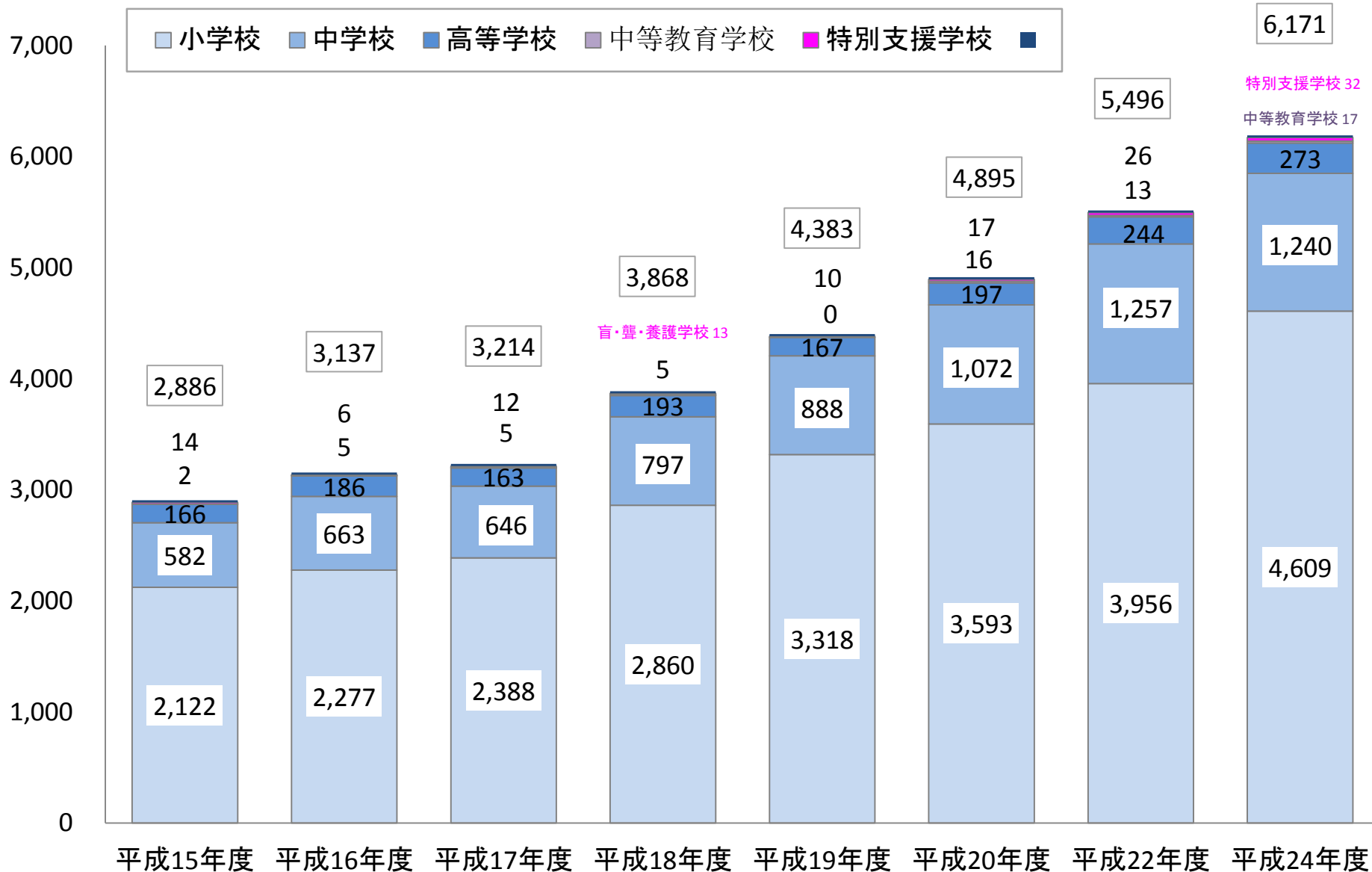
【マインドエアロビクスの様子】

公立学校に在籍している外国人児童生徒数（出典：文部科学省「学校基本調査」）

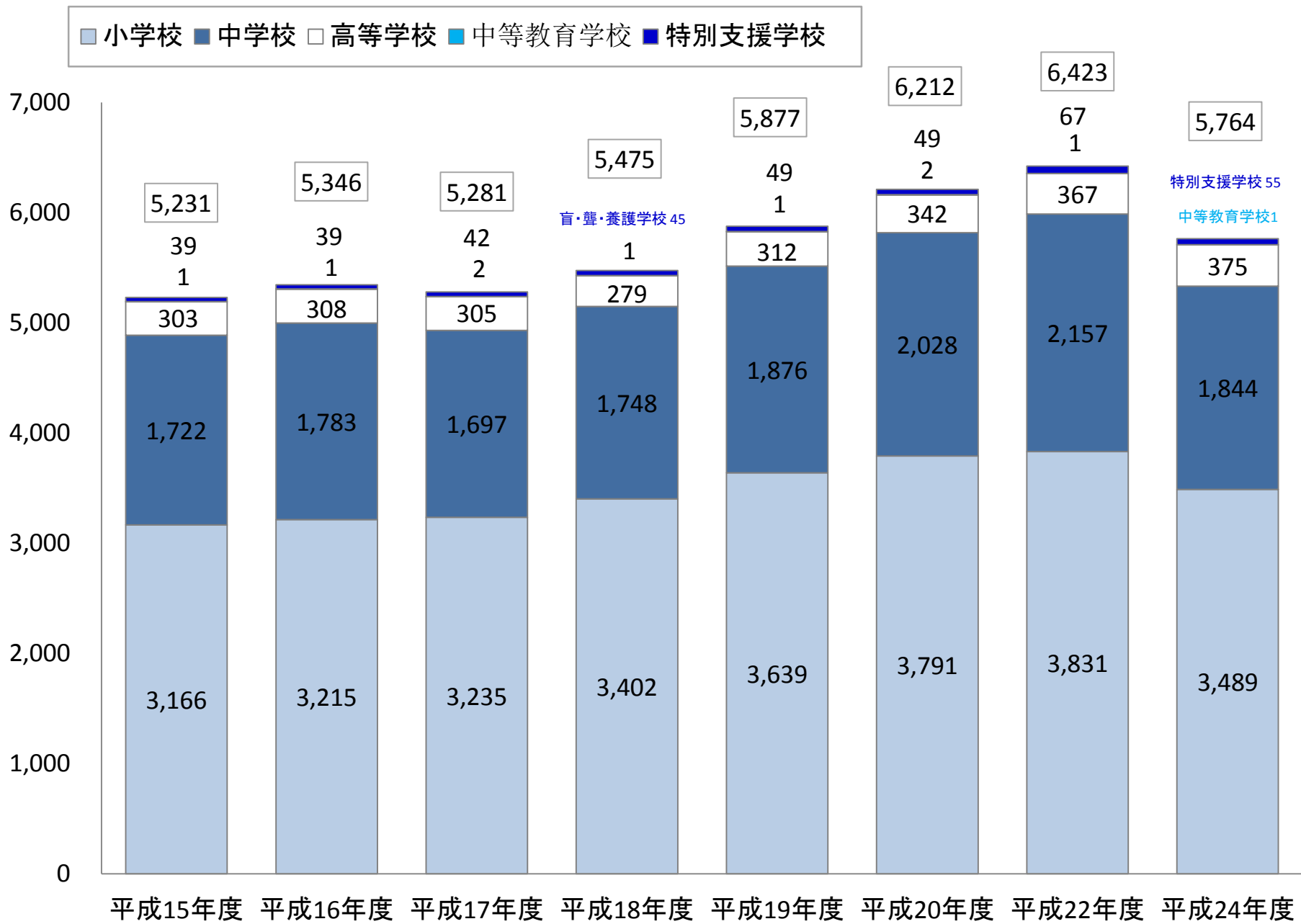


平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度

日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する学校数



文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成24年度)」 (平成24年5月1日現在)

社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

(厚生労働省HPより)

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム 養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)		
			9,392世帯	3,487世帯	4,578人			
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	7,505世帯	2,763世帯	3,498人			
		専門里親	632世帯	162世帯	197人			
		養子縁組里親	2,445世帯	218世帯	213人		ホーム数	218か所
親族里親		471世帯	465世帯	670人	委託児童数	829人		

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	131か所	595か所	38か所	58か所	258か所	113か所
定員	3,857人	34,044人	1,779人	3,815人	5,121世帯	749人
現員	3,069人	28,831人	1,310人	1,544人	3,654世帯 児童5,877人	430人
職員総数	4,088人	15,575人	948人	1,801人	1,972人	372人

小規模グループケア	943か所
地域小規模児童養護施設	269か所

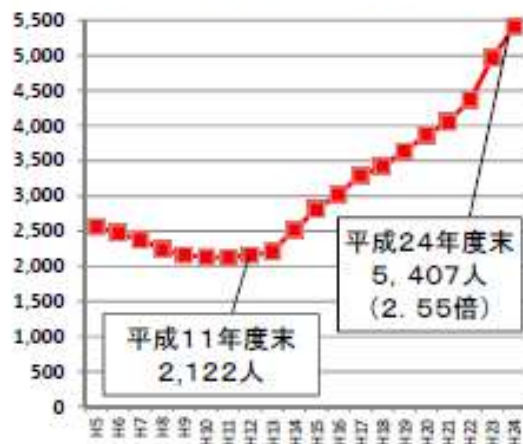
※里親数、委託児童数は福祉行政報告例(平成25年3月末現在)
 ※施設数、ホーム数、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成25年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成23年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成24年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

要保護児童の増加

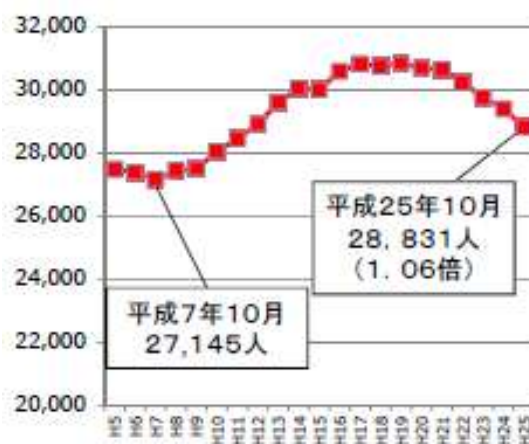
(厚生労働省HPより)

要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.6倍、児童養護施設の入所児童数は約1割増、乳児院が約2割増となっている。

○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



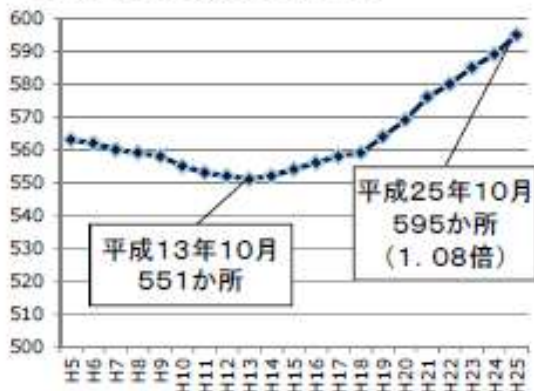
○ 児童養護施設の入所児童数



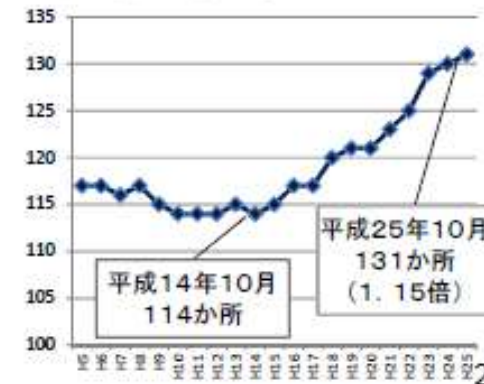
○ 乳児院の入所児童数



○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



措置費による教育及び自立支援の経費

(厚生労働省HPより)

○平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。

○平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算(55,000円)を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額(特別基準を含めた場合216,510円→268,510円)を行った。

○平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。

支弁される額(H25年度)

幼稚園費	実費 ※平成21年度～	
入進学支度費	小学校1年生: 39,500円(年額/1人) 中学校1年生: 46,100円(年額/1人)	
教育費	学用品費等	小学校: 2,110円(月額/1人) 中学校: 4,180円(月額/1人)
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費	実費(中学生を対象) ※平成21年度～
	部活動費	実費(中学生を対象) ※平成21年度～
特別育成費	公立高校: 22,270円(月額/1人) 私立高校: 32,970円(月額/1人) 高等学校第1学年の入学時特別加算: 59,010円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生): 55,000円(年額/1人) ※平成24年度～ ※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象	
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)	
見学旅行費	小学校6年生: 20,600円(年額/1人) 中学校3年生: 55,900円(年額/1人) 高等学校3年生: 108,200円(年額/1人)	
就職・大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 79,000円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 189,510円	
} 合計268,510円		